その4 仕事の窓

経済産業部

「個人情報の保護に関する法律」が平成十七年四月一日から全面施行されます。

1 個人情報保護の必要性

近年IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくと予想されますが、個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

実際、企業からの顧客情報の流失や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成十五年五月三十日に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、公布されました。

この法律における民間の事業者（個人情報取扱事業者）の義務は、平成十七年四月一日から適用されます。

2 個人情報保護法の概要

（一）この法律は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

（二）この法律は、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。

□この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。□この法律の仕組みは、事業者が、各省庁等が策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

個人情報保護法制の体系イメージ

（三）

3 個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者の義務は、大きく分けると次の（一）～（五）のようになります。

（一）

利用目的による制限等

❶利用目的をできる限り特定しなければならない。（第十五条）

❷利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。（第十六条）

（二）

適正な取得、正確性の確保、安全管理措置等

❶偽りその他不正の手段により取得してはならない。（第十七条）

❷取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。（第十八条）

❸正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。（第十九条）

❹安全管理のために必要な措置を講じなければならない。（第二十条）□

※漏えい時の被害・事業の性質・リスクに応じた、必要かつ適切な措置であること。

❺従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。（第二十一、二十二条）

（三）

第三者提供の制限

❶本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。（第二十三条）

※例外：オプトアウト（本人の求めに応じて提供を停止できることとしている場合）

（四）

本人の関与

❶利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。（第二十四条）

❷本人の求めに応じて保有個人データを開示・訂正・利用停止等を行わなければならない。（第二十五条～第二十七条）

（五）

苦情の処理

❶苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。（第三十一条）

4 認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体制度の目的は、事業者による苦情処理の取組みを補完し、苦情の自主的な解決を図るため、主務大臣が民間の団体（事業者団体等）を認定することにより、その業務について消費者からの信頼を確保することにあります。

認定団体は、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、ガイドライン等の作成・公表、対象事業者への情報提供などの業務を行うことになります。

認定を受けるためには、主務大臣に申請を行い、一定の基準を満たせば認定を受けることができます。

5 罰　則

本人からの苦情は、事業者自身による苦情処理や、地方公共団体による苦情あっせん等により解決が図られることになります。それでも解決が図られないような場合は、本人は裁判手続きにより解決を図ることもできます。

また、個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができますし、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象になります。

罰則フロー図

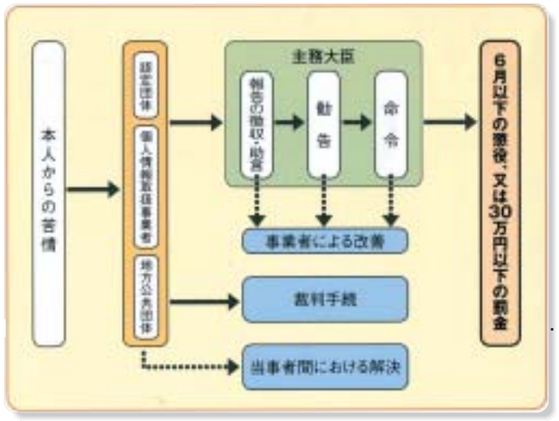

6 ガイドラインの作成

経済産業省では、所管業種における個人情報保護法の適用をまとめた「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しました。

これは企業が対応を行う際の参考となるような、分かりやすいマニュアルとなっています。

ガイドラインの特徴・性格は以下のとおりです。

（一）□

事業者の取組みを支援するための具体的指針

基本方針及び個人情報保護法第八条に基づき、経済産業省所管の事業者等が個人情報の適正な取扱いを確保するために行う取組みを支援するための具体的指針として策定しています。□

（二）

具体的な事例を掲載

個人情報保護法に関する対応を行うに際して具体的なイメージが持てるよう、参考事例を掲載しています。□事例については、法のルールに適合している例と違反している例の双方について記述し、事業者が具体的にどのような対応を行えば良いのか分かるような工夫を行っています。□

（三）

従業員の個人情報の取扱いについて

経済産業省所管の事業者等が、個人情報保護法に関する対応について全て理解できるようにするため、従業員の個人情報に関する部分も記述しています。従業員の個人情報の取扱いの部分については、厚生労働大臣と経済産業大臣の共同で作成を行っています。

（四）

行政の透明性の確保

「勧告」・「命令」及び「緊急命令」については、個人情報取扱事業者が、本ガイドラインで、「しなければならない」と明記したものについて、必要な措置を講じたか否かを基に判断して行うこととし、行政の透明性の確保を図りました。

セミナー開催のご案内

「平成16年度□ 情報モラル啓発セミナー」の開催について

経済産業省では、下記日程により個人情報保護に関するセミナーを開催しますので、是非ご参加下さい。

日　　時：平成17年2月10日(木)13:00～17:30
場　　所：沖縄コンベンションセンター
定　　員：500名　参加料無料(定員になり次第締め切ります)
問い合わせ先：沖縄総合事務局経済産業部産業課
☎098－866－0067

（出典：内閣府国民生活局資料、経済産業省資料）